

全国弁護士間協力ネットワークに関する規則

(平成二十年五月七日規則第三百十号)

改正 平成二六年一月二日

令和 四年一月一日

(目的)

第一条 この規則は、弁護士情報提供制度に関する規則(規則第三百十九号。以下「情報提供制度規則」という。)第七条に規定する登録会員(情報提供制度規則第十二条の規定により情報の提供が停止されている登録会員を除く。以下「ひまわりサーチ登録会員」という。)が、本会のホームページを通じて、特定の業務について協力するために、弁護士、特別会員、準会員及び外国法事務弁護士(以下「会員等」という。)に対し、自己の情報を提供すること及び協力を求める会員等が当該情報を検索できるようにすることを目的とする。

(情報提供の申請)

第二条 特定の業務について会員等への協力を申し出ようとするひまわりサーチ登録会員は、本会に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について自己の情報(以下「協

- 1 -

力情報」という。)を、会員等へ提供することを申請することができる。

一 協力可能業務(他の会員等に対して業務上の協力を  
行う意思のある業務分野をいう。以下同じ。)

二 協力可能業務に関する活動実績

三 協力可能業務に関する研修・研究実績

四 協力可能業務に関する著作・論文

五 協力可能業務に関する協力条件

六 その他協力可能業務に関する事項(自由記載)

2 前項各号の申請の内容及びその方式並びに協力可能業務の種類の種類については、細則で定める。

(情報提供の方法)

第三条 本会は、前条の規定により申請された協力情報を、インターネット上に開設した本会のホームページに当該ひまわりサーチ登録会員に関する情報提供制度規則第六条第一項に規定する弁護士情報と併せて掲載して、会員等に対し提供する。

2 前項の協力情報の提供は、本会の会員専用ホームページにおいてのみ行う。

(情報の変更)

第四条 前条の規定により協力情報が本会のホームページ

- 2 -

に掲載されたひまわりサーチ登録会員（以下「協力情報登録会員」という。）は、いつでも本会のホームページに掲載された自己の協力情報（以下「掲載協力情報」という。）の変更又は抹消を申請することができる。

（ひまわりサーチと連動する情報提供の停止）

第五条 本会は、協力情報登録会員について、情報提供制度規則第十二条第一項又は第二項の規定により、弁護士情報の提供が停止されたときは、当該協力情報登録会員の協力情報の会員等への提供についても停止する。

2 本会は、前項の規定により協力情報の提供が停止された協力情報登録会員について、情報提供制度規則第十二条第五項の規定により、弁護士情報の提供が再開されたときは、当該協力情報登録会員の協力情報の会員等への提供についても再開する。

（事実不致等の情報提供の停止）

第六条 本会は、協力情報登録会員の掲載協力情報の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該協力情報登録会員の協力情報の全部の提供を停止することができる。この場合において、本会は、当該協力情報登録会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 3 -

- 一 事実不致している情報
- 二 誤導又は誤認のおそれのある情報
- 三 誇大又は過度な期待を抱かせる情報
- 四 特定の弁護士若しくは外国法事務弁護士又は法律事務所若しくは外国法事務弁護士事務所と比較した情報
- 五 法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規に違反する情報
- 六 弁護士の品位又は信用を損なうおそれのある情報は、本会は、当該協力情報登録会員に対して、当該協力情報が事実不致していることを証明するよう求めることができる。
- 3 前項の場合において協力情報登録会員が掲載協力情報につき事実不致していることを証明できなかったときは、本会は、当該掲載協力情報が第一項第一号に該当するものとみなすことができる。
- 4 本会は、第一項の規定により協力情報の提供を停止するときは、直ちに、当該協力情報登録会員に対し、理由を付してその旨を通知する。

（情報提供の終了）

第七条 本会は、協力情報登録会員に、次の各号に掲げる

- 4 -

事由が生じたときは、当該協力情報登録会員の掲載協力情報の全部を抹消して、情報の提供を終了する。

一 弁護士にあつては、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第十七条の規定により弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

二 外国法事務弁護士にあつては、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十九条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第三十一条第一項若しくは第二項の規定により外国法事務弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

三 特別会員にあつては、特別会員規則（規則第二十六号）第十条の規定により沖繩弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

（本会の責任）

第八条 第二条第一項の規定による協力情報の提供の申請又は第四条の規定による協力情報の変更の申請のあった事項の真実性については、申請を行った会員等が一切の責任を負うものとし、本会は、その真実性及び相当性について責任を負わない。

- 5 -

（細則）

第九条 この規則を実施するために必要な事項は、会長が細則で定めることができる。

附 則

この規則は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則（第一条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和四年一月一六日改正）

第七条の改正規定は、令和四年十一月十六日から施行する。

- 6 -